

事 務 連 絡
令和3年3月02日

都道府県下水道担当課長 殿
政令市下水道担当課長 殿
（上記 地方整備局等下水道担当課長経由）
各市町村下水道担当課長 殿
（上記 各都道府県下水道担当課長経由）
日本下水道事業団事業統括部事業課長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
下水道事業課 事業マネジメント推進室 課長補佐

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置を実施すべき区域の変更
（令和3年2月26日）に伴う工事及び業務の対応について

令和3年2月26日に、令和3年3月1日以降について、緊急事態措置を実施すべき区域が変更されたところですが、引き続き、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置を実施すべき区域の変更及び期間の延長（令和3年2月2日）に伴う工事及び業務の対応について」等の内容を踏まえ、別添資料1のとおり、国土交通省不動産・建設経済局建設業課長から事務連絡が発出されておりますので、ご参考にお知らせします。

併せて、国土交通省直轄事業における対応について、別添のとおり定めておりますので、ご参考にお知らせします。